

淡路交流の翼港 管理運営業務仕様書

この仕様書は、淡路交流の翼港(以下「翼港」という。)の管理運営業務を行うにあたり、指定管理者が実施すべき事項について定める。

1 施設使用許可、取消し

- (1) 兵庫県港湾施設管理条例施行規則(以下「規則」という。)第20条に規定する権限
 - ① 兵庫県港湾施設管理条例(以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、行為の許可を行うこと。ただし、同項第2号及び第3号に掲げる行為に係るものを除く。
 - ② 条例第4条第3項の規定に基づき、地位承継の届出を受理すること。
 - ③ 条例第5条の規定に基づき、条例第4条第1項の許可をするにあたり、港湾施設の保全その他その適正な使用を確保するため必要な条件を付すこと。
 - ④ 条例第15条第1項に基づき、許可の取消し、除却及び原状回復等を命ずること。
 - ⑤ 条例第16条第2項に基づき、港湾施設を損傷したときに係る届出を受理すること。
 - ⑥ 規則第16条の規定に基づき、氏名又は住所の変更に係る届出を受理すること。
 - ⑦ 規則第18条の規定に基づき、廃止の届出を受理すること。

2 利用料金の收受

- (1) 条例第17条の2第2項の規定に基づき、施設の使用に係る利用料金を收受する業務を行うこと。
- (2) 条例第17条の2第3項の規定に基づき、利用料金の額を知事の承認を受けて定めること。
- (3) 条例第17条の2第4項の規定に基づき、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還すること。

3 施設管理

(1) 施設維持修繕

- ① 施設、設備の保守・点検及び修繕(大規模修繕を除く。)を行うこと
修繕(大規模修繕を除く)を要する場合には、指定管理者において修繕を行うこととします。また、大規模修繕を要する場合には、速やかに県へ報告し、応急対策が必要な場合、指定管理者がこれを行います。自然災害により施設が被災した場合には、速やかに県へ報告するものとし、応急対策が必要な場合、指定管理者がこれを行うこととします。
※大規模修繕とは浮棧橋、防波堤、護岸、旅客ターミナル等の主要構造に係る修繕とします。その他の軽微な修繕及び交換等は、小規模修繕とします。疑義のある場合は、両者協議の上、定めることとします。
※作業詳細は舗装の一部補修、水道蛇口の修理、照明灯球の交換、柵の修理、その他軽微な補修工事 等

(2) 建物、設備の保守・点検

旅客ターミナル、設備のメンテナンス、衛生管理を行うこと。

- ① 電気設備点検：1回／月
- ② 環境衛生管理(害虫駆除)：3回／年
- ③ 消防設備点検：1回／6月
- ④ 空調設備点検：1回／年
- ⑤ 給排水設備点検(汚水槽・受水槽)：1回／年
- ⑥ 照明灯等の維持管理(照明灯球の交換、軽微な補修)：適宜

(3) 清掃

エリア全体の日常清掃（消耗品の交換、ゴミの収集、処理を含む）を行うこと。

(4) 植栽管理

緑地エリアにおける維持管理を行うこと(芝生及び植樹の灌水、除草、剪定、芝刈り、施肥)。

① 除草：2回／年

② 剪定(低木)：1回／年

(5) 光熱水費

施設の光熱水費は、指定管理者の負担とします。

指定管理者が県の許可を得て独自に設置する施設の光熱水費も、指定管理者の負担とします。

4 施設の運営

(1) 安全巡視及び警備に関すること

① 点検巡視、警備業務(開門時、閉門時、適宜)

② 港湾入りロゲート及び旅客ターミナルの開錠・施錠

③ 港湾条例が定める規定(禁止行為、制限行為)の違反者の巡視及び注意、適正な利用の指導

④ 火災、盗難の予防及びその他事故発生の兆候の発見と措置

(軽度の応急措置、通報及び救急車の要請含む)

⑤ 施設の損壊箇所発見時の通報及び応急措置

(2) 施設の利用案内に関すること

① 棧橋への誘導、周辺施設の案内

(3) 利用料金の経理に関すること

(4) 関係機関との連絡調整に関すること

(5) 地元との連絡・調整に関すること

① 指定管理者は、環境対策として釣り人等への普及啓発、監視を実施している地元漁協等で組織される「淡路交流の翼港管理運営協議会」と十分に調整、連携を図ってください。

(6) 苦情・要望等の対応に関すること

(7) 施設利用上のマナー・ルールの周知を図り、意識啓発を行うこと

(8) 災害や事故等の緊急時の対応に関すること

① 台風及び高潮などが予測できる場合については、係留施設を事前に点検し、災害対策を行うこと

② 被災があった場合には、速やかに県へ報告するものとし、応急対策は指定管理者が行うこと

③ なお、利用者に対しては、災害対策等の適切な措置をとるよう、日常から具体的措置内容を指導し、周知を図ること

④ 事故、急病・けが、事件等が起こった場合に、適切かつ速やかに対応し、県に報告すること

(9) 施設の管理運営に係る県への報告に関すること

① 施設の利用状況、維持管理作業状況について、日報を記録し県の求めに応じ報告できるように整理を行い、月毎にまとめたものを月報として提出すること

② 苦情、要望等の特別な事項については、随時、県へ報告すること

(10) 運営協議会に関すること

① 「淡路夢舞台創造的再生の基本方針」に基づき、淡路夢舞台の一体的運用を推進するため、淡路夢舞台関連施設の所有・管理団体で構成される運営協議会を設置します。

指定管理者は運営協議会に参画し、淡路夢舞台全体の一体性や公共性の維持・確保に努めるものとします。

協議会の運営方針は以下のとおり想定しています。

ア 内容

主に淡路夢舞台全体の施設運営や活性化に向けた課題を協議し、対策を検討する。

イ 構成員

兵庫県、ホテル事業者、淡路夢舞台公苑・灘山緑地指定管理者、淡路交流の翼港指定管理者、淡路市及び県民局、国営明石海峡公園ほかその他周辺施設管理者

ウ 開催頻度

年２回程度開催

(11) その他、県からの指示事項に関すること

- ① 施設の管理瑕疵に伴う県への損害賠償
- ② その他必要な措置